

仕事と子育ての両立を図るための
宮崎県社会保険労務士会行動計画
(次世代育成支援対策推進法準拠)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
各を策定する。

- 1 計画期間 平成 31年 2月 1日～令和 4年 1月 31日までの 3年間
- 2 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 31年2月～ 育児休業法に基づく諸制度の調査
- 平成 31年2月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成 31年2月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成 31年3月～ 研修内容の検討
- 令和 31年8月～ 研修の実施

目標3：平成34年1月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間
200時間未満とする。

<対策>

- 平成 31年2月～ 所定外時間労働の原因の分析等を行う
- 平成 31年2月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を3回実施
- 平成 31年2月～ 社内広報紙による社員への周知
- 平成 31年2月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施